

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

### (中小企業の経営支援に関する取組方針)

当組合は中小企業の経営支援に関してライフステージに応じた経営支援を積極的に取り組み地域の発展に貢献してまいります。また、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的に自己評価を行う事により、中小企業のニーズ・課題を把握し、外部専門機関等との連携による経営支援に取り組んでまいります。

### (中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況)

当組合は、各営業店あるいは融資部を窓口として中小企業の経営を支援する態勢を整備しております。当組合は、平成25年2月1日に「経営革新等認定支援機関\*1」として国から認定され、平成27年6月16日に「日本政策金融公庫」と業務連携を行い、平成29年1月23日には「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク\*2」に加盟し、態勢整備を図っております。また「東京企業力強化連携会議(通称:元気・東京ネットワーク)」や「とうきょうビジネス創造連携プラットフォーム」に参加して経営支援等を通じて、地域内の経済活性化に寄与する態勢も整えました。

#### \*1「経営革新等認定支援機関」

経営課題が多様化・複雑化する中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うとして国から認定された機関

#### \*2「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク」

大田区内の事業者の経営課題や問題等を解決するために地域の支援機関が連携してサポートするネットワーク大田区、大田区産業振興課、東京商工会議所大田支部、東京大田中小企業診断士、東京都行政書士会大田支部、日本政策金融公庫大森支店、日本サードセクター経営者協会、当組合

### (目利き能力の向上及び経営・資金サポートに向けた人材育成)

当組合は、年間スケジュールに基づく人材教育の推進と目利き能力等の向上を目指した、関連部署によるOJT、勉強会、外部講習等によって育成を図っております。

・ 東京都信用組合協会主催 17講座 受講者総数75名

・ 全国信用組合中央協会主催 8講座 受講者総数12名

・ 融資部主催 平成30年6月20日、7月24日、10月17日、平成31年2月19日、計4回実施

尚、平成31年2月19日の勉強会は東京都産業労働局、東京信用保証協会の担当者を講師としてお招きし、中小企業支援施策等をテーマに実施しております。

### (ガバナンスの強化)

当組合は、多くの組合員の意見を経営に反映し、組織の活性化を図るために組合員の中から「評議員」総勢120名の方を選出させて頂いております。令和元年6月27日評議員69名参加のもと、第14回評議員会を開催し、活発な意見交換の場を設けることができました。

## ライフステージに応じた取組状況

### 創業期

#### 創業・新規事業開拓の支援

当組合は、単独で創業等に関する支援を行うほか、必要に応じて日本政策金融公庫をはじめとする外部機関等と連携する態勢を整備しております。

- 平成30年度の創業・新規事業支援融資実績は以下の通りです。

当組合が関与した創業、第二創業の件数	創業件数(単位:件)	24
	第二創業件数 (単位:件)	0

創業支援先数	①創業計画の策定支援	0	④政府系金融機関や創業支援機関の紹介	0
	②創業期の取引先への融資 (プロパー)	19	⑤ベンチャー企業への助成金・融資・投資	0
	③創業期の取引先への融資 (信用保証付き)	5		

#### 創業時の資金相談会

公益財団法人大田区産業振興協会との共催による「創業時の資金相談会」を平成30年12月4日に開催して20名の創業を検討している方が参加され、9名の創業希望者より資金相談を受けました。

### 成長期・安定期

#### 成長段階における支援

ビジネスマッチングによる販路拡大のための支援のほか、事業拡大のための資金需要等については、事業実態、事業価値を把握したうえで、お申込の理由、効果を勘案して、資力の確認に基づく償還見通しがある場合には、信用貸付による融資取組みを検討させて頂いており、経営上の問題点課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案等の支援をしております。また必要に応じて外部機関と連携して支援しております。

- 平成30年度の経営改善提案・提言取組件数は以下の通りです。

経営改善提案・提言取組件数	21
---------------	----

(経営改善提案・提言取組事例)

1. 経営上の問題点の要約	業況悪化により他行条件変更が続いている先からの相談事例。
2. 改善提案・支援内容の要約	債務者の顧問会計士と連携して現状に見合った返済計画を策定した後、当組合にて肩代りを行った。

# 地域密着型金融について ③

- 平成30年度の外部専門機関等活用して本業支援を実施した件数は以下の通りです。

外部専門機関等を活用して本業支援を行った取引先数 12

## 中小企業のためのワンストップ融資相談会【大田】

東京商工会議所主催(当組合、日本政策金融公庫、東京信用保証協会共催)による「中小企業のためのワンストップ融資相談会【大田】」を平成30年10月18日に開催して当組合は6社の融資相談を受け4社に対して融資を取り組みいたしました。

## ビジネスマッチング

平成30年11月6日、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、東京都信用組合協会共催による「2018しんくみ食のビジネスマッチング展～食の商談会ならびに物産展～」に当組合の取引企業2社が商談会へ7社が物産展に参加、出店して頂きました。

## 低迷期・再生期

### 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生・業種転換等の支援について、当組合は主に中小企業の代表者と入念にヒアリングを行ったうえで事業に関する問題点を共有し、解決に向けた経営改善計画書作成のお手伝いをさせていただいております。また、その後の事業等に関するモニタリングを行うなかで事業再生や事業転換等の支援が生じた場合には、当組合だけでなく、必要に応じて税理士、弁護士等の外部機関等の知見を活用して支援しております。

### 金融円滑化法終了後の対応について

金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、引続き『地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨とした、きめ細かな金融等のサービスを通じて、地域中小企業の経済力の向上並びに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献する』との経営理念に照らし、当組合から融資を受けていらっしゃる中小企業者の皆様、住宅資金融資をご利用されている皆様において、お支払い頂いているご返済が困難になっている、または困難になりつつある場合に、皆様からのご返済条件の変更申込、相談等を受ける窓口を各店舗及び本部に設け、真摯に且つ速やかに全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

- 貸付条件の変更等の申込対応件数は以下の通りです。

貸付条件の変更等の申込対応(平成21年12月4日～平成31年3月31日) (単位:件)

	申込	実行	謝絶	審査中	取下げ
債務者が中小企業者の場合	2,729	2,471	108	8	142
債務者が住宅資金借入者の場合	310	258	23	1	28

## ご返済等に関するご相談窓口

お問い合わせ場所	共立信用組合 各お取引店舗の『ご返済等に関する相談窓口』あるいは本部融資部
受付日	当組合の営業日
受付時間	午前9時から午後5時

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

● 平成30年度の「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況は以下の通りです。

	平成31年3月期	平成30年3月期
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	436	445
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	20.55%	18.81%
保証契約を解除した件数	14	3
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0	0

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	法人運転資金申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込法人は十分なキャッシュフローを有しており且つ十分な担保提供がされていて経営者保証を求めず新規与信した。

(「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例)

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	施設建替えにおいて、助成金等活用を検討するも助成金等交付が建物完成後となるため、つなぎ資金が必要となった事例。
2. 取り組み内容	助成金等交付までの間、無担保かつ経営者保証を求めず新規与信した。